

糸島市インターネット公有財産（消防自動車）売却ガイドライン

第1 糸島市インターネット公有財産（消防自動車）売却ガイドラインについて

1 参加条件

（以下のいずれかに該当する者は、公有財産売却へ参加することができません。）

- （1）18歳未満の者 ただし、その親権者が代理人として参加する場合を除く
- （2）成年被後見人
- （3）被保佐人
- （4）被補助人
- （5）破産者で復権を得ない者
- （6）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （8）暴力団員が役員となっているもの
- （9）暴力団員による不当な行為等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- （10）日本語を完全に理解できない者 ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除く
- （11）日本国内に住所及び連絡先がない者。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く
- （12）糸島市が定める糸島市インターネット公有財産（消防自動車）売却ガイドライン及びK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- （1）公有財産売却は、地方自治法などの規定に則って糸島市が執行する一般競争入札及びせり売り（以下「入札」という。）の手続きの一部です。
- （2）売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間糸島市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- （3）公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- （4）公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や糸島市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札の前に糸島市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認して

ください。

現地説明会、下見会等において、公有財産の確認をしない場合は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面に掲載している財産の写真等の閲覧により、財産の確認をしたものとみなします。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、糸島市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次の書類（以下「必要書類」という。）を添付のうえ、糸島市に送付又は持参してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。

（必要書類）

ア 申込書

イ 委任状（参加仮申し込み時に、代理人による手続きで「する」を選択した場合）

ウ 身分証（運転免許証、在留カード等の写し（法人の場合は現在事項全部証明書（発効後3か月以内）、役員名簿及び代表者の本人確認書類（運転免許証等）の写し））

エ 誓約書

オ 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である運転免許証などは1通のみ提出してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など糸島市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 公有財産が動産、自動車などである場合、糸島市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。
- (4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を

行ってください。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、現在事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログイン ID に登録されているメールアドレスを糸島市に開示され、かつ糸島市がこれらの情報を 5 年間保管すること（糸島市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。）。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 糸島市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認又は同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含まれます。）。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容など異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

第 2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、現在事項全部証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、糸島市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分ごと）に予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、糸島市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。入札保証金には利息を付しません。原則として、糸島市が指定した期日までに糸島市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。入札保証金の納付はクレジットカードによる納付のみとします。

「クレジットカードによる納付」

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに糸島市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID のみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

糸島市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、糸島市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 糸島市から落札者への連絡

落札者には、糸島市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

糸島市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、糸島市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は

原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

糸島市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には糸島市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入押印のうえ、次の書類などを添付して糸島市消防本部消防総務課に直接持参又は郵送してください。

ア 契約時に必要な書類

- ・個人の場合は、本籍地の市町村が発行する身分証明書。在留外国人の方は、法務局で発行される、成年被後見人、被保佐人でないことを証明する「登記されていないことの証明書」の原本
- ・法人の場合は、現在事項全部証明書（発行後3か月以内）の原本
- ・糸島市より落札者へ送信した電子メールを印刷したもの
- ・糸島市が契約書を送付する際に別途指定する必要書類

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに糸島市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還し

ません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに糸島市が納付を確認できることが必要です。

ア 糸島市が指定する銀行口座への振込による納付（振込手数料は落札者負担になります。）

イ 糸島市が用意する納付書による納付（振込手数料はかかりません。）

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

「クレジットカードによる納付の場合」

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

1 権利移転の費用や手続きについて

糸島市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

(1) 契約の際には糸島市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参又は郵送してください（自動車の場合は、収入印紙は不要です。）。

(2) 自動車及び物品は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、糸島市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

(3) 公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

(4) 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税等）は落札者の負担になります。

(5) 自動車取得税及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

- (6) 仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備し、費用負担してください。
- (7) 落札された車両は一時抹消登録の状態となっているため、落札者は再登録に係る一切の費用を自らの負担で「使用の本拠の位置」を管轄する運輸局又は自動車検査登録事務所などに当該車両を持ち込んで登録及び検査をしていただく必要があります。
- (8) 引き渡しの際は、落札者の本人確認のため、下記の書類などをお持ちください。なお、落札者が法人である場合は、代表者の書類などをお持ちください。
 - ア 運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等の住所及び氏名を証する書面
 - イ 印鑑（認印でかまいません。）※代理人が受領される場合は委任状が必要です。
- (9) 一度引き渡された物件は、いかなる理由があっても返品交換はできません。

2 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など糸島市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。

公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却（糸島市の出品区分）が中止となった場合、当該公有財産売却について納付された入札保証金は中止後に返還します。

(2) 公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後に返還します。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、糸島市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、糸島市は損害の種類及び程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、糸島市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、糸島市は損害の種類及び程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 入札者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、糸島市は損害の種類及び程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 入札者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類及び程度にかかわらず、糸島市は責任を負いません。

(7) 入札者などが、自身のログインID及びパスワードなどを紛失もしくは、ログインID

及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類及び程度にかかわらず糸島市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

糸島市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、糸島市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、糸島市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、糸島市に無断で転載転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭

和 24 年法律第 185 号) 第 20 条第 1 項の日本産業規格) X0208 をいいます。) であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 糸島市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

糸島市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、糸島市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、糸島市が掲載したものでない情報については、糸島市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

11 インターネット公有財産売却における個人情報について

糸島市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は糸島市になります。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

